一般社団法人神奈川県剣道連盟 会員年会費に関する規則(案)

第 1 条 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員規則第 3 条、第 5 条により会員の 年会費について定める。

第2条 一般会員年会費につき下記のように定める。(単位:円)

区 分	年会費額	内		訳			
		剣道加入者		居合道 ・ 杖道		加入者	両道加 3.老納
		県納	支部収	県納	支部収	居合·杖	· 入者納 付金
高校生(同相当年齢)以下	1,000	500	500	500	200	300	300
一般(含大学生)	3,000	1,300	1,700	1,300	800	900	900
称号保有者	5,000	2,000	3,000	2,000	1,500	1,500	1,500

第3条 個人会員年会費につき下記のように定める。(単位:円)

高校生(含 相当年齢)	一般(含 大学生)	称号保有者
4,000	6,000	8,000

註・中学生以下は対象外とする

第4条 当分の間、団体会員年会費は徴収しない。

第5条 各支部は別途に支部としての会費を徴収することができる。

第6条 上記以外に剣道手帳購入等の費用は別途支払うものとする。

附則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。